

## 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興を中心とした、本市の文化を創造する拠点（以下「文化創造拠点」という。）及びその関連施設について、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点等を構成する施設を一体的に管理し、もって積極的な連携及び機能の融合を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

・文化創造拠点は、大和駅東側の再開発事業により整備された施設「文化創造拠点シリウス」で、第2条で定める4つの施設によって構成されます。

文化創造拠点は、各施設が連携する複合施設という発想を超え、統一した理念に基づき各施設の事業を融合させ、ひとつの施設として運営することを目指しています。本条例では、文化創造拠点を構成する施設及びその関連施設を一体的に管理するために必要となる、指定管理者の指定等の手続きについて定めています。

### (構成施設)

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

(1) やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール

(2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館

(3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター

(4) 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場

2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に次に掲げる公の施設を加えたものをもって構成する。

(1) 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市立中央林間図書館

イ 大和市立渋谷図書館

(2) 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設

- ア 大和市つきみ野学習センター
- イ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- ウ 大和市桜丘学習センター
- エ 大和市渋谷学習センター

【趣旨】

- ・文化創造拠点は第1項各号に掲げる施設により構成されます。
- ・文化創造拠点等は文化創造拠点に第2項各号に掲げる施設を加えたもので構成されます。

(指定管理者の指定の手續等)

第3条 前条に掲げる公の施設の指定管理者の指定の手續等は、一体的に行うものとする。

【趣旨】

- ・文化創造拠点等を効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者の指定の手續等について、構成する施設毎に個別に行うのではなく、一体的に行います。

(公募)

第4条 市長は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 文化創造拠点等の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・市長が指定管理者の公募を行う際は、各号列記の事項について明示しなければなりません。

(指定管理者の指定の申込み)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

**【趣旨】**

・指定管理者の指定を受けようとする団体は、本条に定める書類を提出し、申し込まなければなりません。市長は、これらの書類を基に、団体が施設を適正に運営する能力を有しているかなどを審査します。

・なお、「その他規則で定める書類」として、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第3条において、次の書類を定めています。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定基準)

第6条 市長等は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 文化創造拠点等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 文化創造拠点等の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 文化創造拠点等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 文化創造拠点等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

**【趣旨】**

・指定管理者の候補者の選定事務は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第4条第1号の規定に基づき大和市文化創造拠点等運営審議会が行いますが、その際、本条各号に掲げる選定基準を基に総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定します。

(選定結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

【趣旨】

・市長は、指定管理者の候補者の選定結果について、申込みを行った団体に速やかに通知しなければなりません。

(再選定等)

第8条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、文化創造拠点等の管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第4条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

・経営状況の悪化による倒産等、被選定団体の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能となった場合や、被選定団体が提出した書類の内容に虚偽があること等の事実が判明し、指定管理者として不適當であると認められた場合には、市長は、被選定団体の選定を取消し、新たな団体を再選定できます。その際、選定を取り消された団体は、次回の指定管理者の公募に申し込むことはできません。

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

【趣旨】

・地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定は市議会の議決を経た後に行います。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

・市長は、指定管理者の指定をしたときは、その名称や所在地、指定期間等を告示しなければなりません。

(指定期間)

第11条 文化創造拠点等の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

・指定管理者の指定期間は5年以内です。ただし、次期も同じ団体を指定することは可能です。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 管理業務報告に関する事項

(5) 管理費用に関する事項

(6) 施設又は設備の原状回復に関する事項

(7) 損害賠償に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(10) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

【趣旨】

・指定管理者は、市長等と、文化創造拠点等の管理に関して第2項各号に列記された事項について定めた協定を締結しなければなりません。

・この協定に基づいて、指定管理者による文化創造拠点等の運営が行われます。

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・地方自治法第244条の2第7号の規定に従い、指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。
- ・ただし、年度の途中で指定管理者の指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から60日以内に、その年度の処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第4条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

- ・市長は、指定管理者が業務に関する指示に従わないとき等、管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。その際、市長等は、その指定管理者の名称や所在地を告示しなければなりません。また、指定の取消しや業務の停止命令を受けた指定管理者は、次回の指定管理者の公募に申し込むことはできません。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

【趣旨】

・指定管理者は、指定期間が満了したときや指定を取り消されたとき等は、施設を指定管理業務を受託する前の状態に戻さなければなりません。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

・指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び文化創造拠点等の業務に従事している者は、その管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

・大和市個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政を推進するために定められた条例です。指定管理者は、大和市個人情報保護条例の趣旨を理解し、保有する個人情報の漏えい・毀損・滅失の防止策を講じなければなりません。また、指定管理者やその従業員は、施設の管理に関し知り得た秘密を適正に管理しなければなりません。これは、指定期間が満了した後や指定を取り消された後、従業員が退職した後も同様です。

(情報公開)

第18条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、管理業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

【趣旨】

・大和市情報公開条例は、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市と市民との市政に関する情報の共有化を図り、市民の主体的関与の下に、透明で公正な市政運営を確立するために定められた条例です。指定管理者は、大和市情報公開条例の趣旨を理解し、管理業務に関する文書等を適正に管理した上で、情報の公開や透明性の確保に努めなければなりません。

(審議会の設置)

第19条 文化創造拠点等の管理等に関する事項を審議するため、附属機関として大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長等に報告し、又は市長等に意見を述べる。

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

【趣旨】

・審議会の具体的な所掌事務については、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第4条に規定しており、指定管理者の候補者の選定などが定められています。

・審議会は、7人以内の委員により構成されます。委員は、知識経験を有する者、公募市民等の中から市長が委嘱し（大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第5条）、任期は2年以内です。（同規則第7条）

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

・この委任の規定に基づき、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則が定められています。